

神山町景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び神山町景観条例(令和6年神山町条例第7号。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画区域内の行為の届出等)

第2条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為(変更)届出書(様式第1号)により行うものとする。また、届け出た内容を変更するときも同様とする。

2 前項の景観計画区域内行為届出書には、別表第1に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表に定める図書を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、町長は、同項の図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(届出を要しない景観計画区域内で行う行為)

第3条 法第16条第1項各号に規定する届出を要する行為で、別表第2に定める規模以下のものについては届出を要しない。

(適合通知)

第4条 町長は、第2条に規定する届出があったときは、速やかに審査し、その届出に係る行為が、景観計画に定められた当該行為についての景観形成基準に適合すると認められる場合は、景観計画区域内における行為制限の適合通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

(行為完了の届出及び行為中止の届出)

第5条 前条の規定による適合通知書の通知を受けた行為が完了した又は中止となった場合は、景観計画区域内における行為の完了(中止)届出書(様式第3号)2通を町長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、別表第1に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表に定める図書を添付しなければならない。ただし、町長が添付の必要がないと認める図書については、これを省略させることができる。

(勧告)

第6条 法第16条第3項に規定する勧告は、景観計画区域内行為勧告書(様式第4号)により行うものとする。

(変更命令)

第7条 法第17条第1項に規定する変更命令又は同条第5項に規定する原状回復命令は、景観計画区域内行為変更等命令書(様式第5号)により行うものとする。

2 前項の規定により必要な措置を命ぜられた者は、当該措置の実施状況その他必要な事項について景観計画区域内行為変更等命令報告書(様式第6号)2通を町長に提出しなければならない。

3 前項の報告書には、別表第1に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表に定める図書を添付しなければならない。

4 町長は、第2項に規定する報告書を受理したときには、職員に立入検査又は立入調査をさせることができる。この場合において、職員は、町長が定める職員証を携帯しなければならない。

(景観重要建造物の指定の提案等)

第8条 法第20条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定に係る提案を行おうとする者は、景観重要建造物指定提案書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、法第20条第3項の規定により、景観重要建造物として指定する必要がないと判断した場合は、景観重要建造物指定却下通知書(様式第8号)により当該提案者に通知しなければならない。

(景観重要建造物の指定の通知等)

第9条 法第21条第1項の規定による景観重要建造物の指定の通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第9号）により行うものとする。

2 町長は、景観重要建造物を指定したときには、その旨を告示するとともに、法第21条第2項の規定による標識（様式第10号）を設置しなければならない。

（景観重要建造物台帳）

第10条 町長は、法第44条第1項に規定する景観重要建造物管理台帳（様式第11号）を備えなければならない。

（景観重要建造物の現状変更の許可申請等）

第11条 法第22条第1項の規定により景観重要建造物の現状変更の許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

第12条 町長は、前条に規定する申請書の提出があり、当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障がないと認めるときは、景観重要建造物現状変更許可通知書（様式第13号）により当該申請者に通知しなければならない。

（景観重要建造物の原状回復命令）

第13条 町長は、法第23条第1項の規定による景観重要建造物の原状回復等命令を行うときは、景観重要建造物原状回復等命令書（様式第14号）により行うものとする。

（景観重要建造物の指定の解除）

第14条 町長は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除を行うときは、同条第3項に定めるところにより、景観重要建造物指定解除通知書（様式第15号）により所有者に通知しなければならない。

2 景観重要建造物の指定を解除した場合は、標識は撤去しなければならない。

（景観重要樹木の指定の提案等）

第15条 法第29条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定に係る提案を行おうとする者は、景観重要樹木指定提案書（様式第16号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、法第29条第3項の規定により景観重要樹木として指定する必要があると判断した場合は、景観重要樹木指定却下通知書（様式第17号）により当該提案者に通知しなければならない。

（景観重要樹木の指定の通知等）

第16条 法第30条第1項の規定による景観重要樹木の指定の通知は、景観重要樹木指定通知書（様式第18号）により行うものとする。

2 町長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するとともに、法第30条第2項に規定する標識（様式第19号）を設置しなければならない。

（景観重要樹木台帳）

第17条 町長は、法第44条第1項の規定による景観重要樹木管理台帳（様式第20号）を備えなければならない。

（景観重要樹木の現状変更の許可申請）

第18条 法第31条第1項の規定により景観重要樹木の現状変更の許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第21号）を町長に提出しなければならない。

第19条 町長は、前条の申請書の提出があり、当該景観重要樹木の良好な景観の保全に支障がないと認めるときは、景観重要樹木現状変更許可通知書（様式第22号）により当該申請者に通知しなければならない。

（景観重要樹木の原状回復命令等）

第 20 条 町長は、法第 32 条第 1 項において準用する同法第 23 条第 1 項の規定による景観重要樹木の原状回復等命令を行うときは、景観重要樹木原状回復等命令書（様式第 23 号）により所有者等に通知しなければならない。

（景観重要樹木の指定の解除）

第 21 条 町長は、法第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定により景観重要樹木の指定の解除を行うときは、景観重要樹木指定解除通知書（様式第 24 号）により所有者等に通知しなければならない。

2 景観重要樹木の指定を解除した場合は、標識は撤去するものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告）

第 22 条 町長は、法第 26 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定による命令又は勧告を行うときは、景観重要建造物等の管理に関する命令書（様式第 25 号）又は景観重要建造物等の管理に関する勧告書（様式第 26 号）により行うものとする。

（所有者の変更）

第 23 条 法第 43 条第 1 項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更に係る届出は、所有者変更届出書（様式第 27 号）により行うものとする。

（その他）

第 24 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条、第5条、第7条関係）

行為	図書
建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真（カラーに限る）
	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
	建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの
	建築物又は工作物の完成予想図（着色し、マンセル値を記入したもの） 代表的な視点場から、建築物又は工作物が周囲の風景を含めてどのように見えるかが分かる全体のパース図
都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為	当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
	当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を示す写真（カラーに限る）
	設計図又は施工方法を明らかにする図面で100分の1以上のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
	当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真（カラーに限る）
	当該区域内における堆積の位置及び遮へい物の位置、種類、構造、規模、高低差等を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
木竹の植栽又は伐採	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
	当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真（カラーに限る）
	当該区域内における木竹の位置、伐採の位置、規模等を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
水面の埋立て又は干拓	当該行為を行う水面の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
	当該行為を行う水面の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真（カラーに限る）
	設計図又は施工方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
	当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真（カラーに限る）
	当該区域内における堆積の位置及び遮へい物の位置、種類、構造、規模、高低差等を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの

別表第2（第3条関係）

- (1) 建築物の新築、移転する建築物の延べ面積が10平方メートルを超えるもの、増築、改築部分の延べ面積が10平方メートルを超えるもの、又は、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積の合計が10平方メートルを超えるもの
※ただし、土地に固定しない倉庫、工所用仮設建築物、仮設店舗、仮設興業場は除く。
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、又は、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、次のいずれかに該当するもの
- ア 高さが6メートルを超える煙突(支柱及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。)
 - イ 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
 - ウ 高さが3メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの、又は、広告の表示面積の合計が4平方メートルを超えるもの
 - エ 高さが5メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
 - オ 高さが1メートルを超える擁壁その他これに類するもの
ただし空石積み中空石積みで修復する場合を除く。
 - カ 高さが2メートルを超える柵、垣、門、塀その他これらに類するもの
 - キ 面積が200平方メートルを超える人工地盤その他これらに類するもの
 - ク 高さが8メートルを超える立体駐車場又は立体駐輪場
 - ケ 高さが10メートルを超えるゴルフ練習場その他これに類するもの
 - コ 高さが4メートルを超える電話中継局として設置する電波塔その他これに類する施設 ※「高さ」とは、建築物・工作物が周囲の地面と接する最も低い位置からを指す。
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為で、面積が200平方メートルを超えるもの
- (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、面積が500平方メートルを超えるもの
- (5) 木竹の植栽又は伐採で、面積1,000平方メートルを超える場合（森林整備計画を作成しているエリアにおいては、1本の伐採からでも伐採届を役場に提出することになっている。）
- (6) 水面の埋立てで、面積が500平方メートルを超えるもの
- (7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で堆積期間が90日を超えるもの又は高さが1.5メートルを超える、かつ、集積・貯蔵のための土地の面積が500平方メートルを超えるもの

景観計画区域内行為（変更）届出書

年 月 日

神山町長様

住所
届出者 氏名
電話

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。）

景観法第16条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

行為の場所	神山町			
景観計画区域の区別	<input type="checkbox"/> 山の集落 <input type="checkbox"/> 中心街 <input type="checkbox"/> 主要幹線沿い <input type="checkbox"/> 里の集落 <input type="checkbox"/> 山林			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の採掘 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
行為の期間	着手予定 年 月 日		完了予定 年 月 日	
設計者	住所			
	氏名		電話	()
施工者	住所			
	氏名		電話	()
○建築物の概要				
用途				
構造				
建築面積	届出部分	m ²	届出以外の部分	m ² 合計 m ²
延べ面積	届出部分	m ²	届出以外の部分	m ² 合計 m ²
高さ	届出部分	m ²	届出以外の部分	m ² 合計 m ²
屋上に設置する建業施設の種類及び高さ	m			
色彩の変更部分とその面積	面積 m ²			
仕上材	屋根		色彩	屋根
	外壁			外壁
○工作物の概要				
種類				

高さ	m (地上からの高さ m)		
構造			
築造面積	届出部分 m ²	届出以外の部分 m ²	合計 m ²
敷地面積	m ²		
仕上材		色彩	
色彩の変更部分とその面積			
○開発行為等の概要			
開発区域の面積	m ²		
行為の目的	住宅 (区画)	(最小区画面積	m ²)
	その他 ()	
行為の内容	切土 (m ³)	盛土 (m ³)
	その他 ()	
○土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更の概要			
敷地面積	m ²	行為面積	m ²
行為後ののり面の最高の高さ			
行為の目的			
行為の内容	切土 (m ³)	盛土 (m ³)
	その他 ()	
○木竹の植栽又は木竹の伐採の概要			
樹高又は面積	樹高 m	面積	m ²
樹齢及び本数	約 年		本
○水面の埋立ての概要			
埋立の面積	埋立		m ²
○土石、廃棄物、再生資源の堆積の概要			
堆積の場所			
堆積の高さ			
種類及び量	種類	量	t
○景観への配慮の内容			
本行為において、配慮を行う項目について、該当するものに✓を記入してください。(複数選択可)			
<input type="checkbox"/> 色彩 <input type="checkbox"/> 素材 <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 配置 <input type="checkbox"/> 附属物 (室外機、設備機器等)			
本行為は、神山町景観計画及び当該区域の景観形成の方針に照らし、			
<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 一部工夫を要するが、配慮している			
神山の景観に対する配慮・工夫内容 (記述)			
主な景観配慮項目及び景観形成の方針を踏まえ、神山町の景観に対して、本行為においてどのような配慮・工夫を行う予定か具体的に記載してください。			

備考

1. 仕上材欄には、表面仕上げの材料をできるだけ詳しく記入してください。
(例：日本瓦、トタン、小口タイル等)
2. 色彩欄には、マンセル表色系を記入してください。
3. 工作物の概要欄の高さについては、工作物を建築物の上部に設置しているときは屋根又は屋上からの高さ、工作物を建築物の側面に設置しているときは工作物そのものの高さを記入してください。
地面からの高さについては、建築物・工作物が周囲の地面と接する最も低い位置からの高さを記入してください。
4. この届出書には、神山町景観条例施行規則別表第1に掲げる図書を添付してください。

番 号
年 月 日

様

神山町長 印

景観計画区域内における行為制限の適合通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、神山町景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めたので、神山町景観条例施行規則第4条の規定により通知します。

建築行為等の種類	
建築行為等の場所 (地番) (住居表示)	
計画の内容	
該当する景観計画区域 (ゾーン)	
特記事項	

神山町長 様

届出者 住所
氏名
電話番号 ()

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。)

景観計画区域内における行為の完了（中止）届出書

景観法第16条第1項の規定により届け出た行為を完了（中止）したので、神山町景観条例施行規則第5条第1項の規定により届け出ます。

行為の所在地 (地名・番地)	神山町
区域の区分	
行為届出・適合番号	
行為の期間	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の採掘 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て <input type="checkbox"/> 水面の干拓 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
適用の内容 (中止の理由)	

※区域の区分及び行為の種類欄には、該当事項の□にレ印を付けてください。

※処理欄【記入しないでください。】

※受付欄	※ 確 認 通 信 欄 景観法第16条第1項の規定に基づき上記の行為について完了（中止）を認 めます。 年 月 日 神山町長 印
------	---

住所

氏名 様

神山町長 印

景観計画区域内行為勧告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めたので、景観法第16条第3項の規定に基づき必要な措置を講じるよう次のとおり勧告します。

申請者		
行為の場所	神山町	
行為の期間	着手予定日 年 月 日～	完了予定日 年 月 日
行為の種類		
勧告事項		

住所

氏名 様

神山町長

印

景観計画区域内行為変更等命令書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項又は第5項の規定に基づき必要な措置を採ることを命じます。

申請番号	第 号
行為の場所	神山町
行為の種類	
行為者	住所
	氏名
設計業者	住所
	氏名
施工業者	住所
	氏名
命令事項	

神山町長 様

届出者 住所
氏名

印

景観計画区域内行為変更等命令報告書

年 月 日付けで変更命令のあった行為については、景観法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定に基づき必要な措置を講じたので、景観法第 17 条第 7 項の規定により次のとおり報告します。

変更命令番号	第 号
行為の場所	神山町
行為の種類	
行為者	住所
	氏名
設計業者	住所
	氏名
施工業者	住所
	氏名
講じた措置	

※処理欄【記入しないでください。】

※受付欄	※ 確 認 通 信 欄	<p>景観法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定に基づき 年 月 日付け、第 号にて求めた行為変更等命令における措置は、適正と認めます。</p> <p>完了番号 第 号 完了年月日 年 月 日</p> <p>神山町長 印</p>
------	----------------------------	---

神山町長 様

住 所
所有者 氏 名 印
電話番号 ()

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。)

景観重要建造物指定提案書

景観法第20条第1項又は第2項の規定により、景観重要建造物の指定について次のとおり提案します。

建造物の名称				
建造物の所在地		神山町		
(提案者が所有者と異なる場合) 所有者の住所及び氏名				
建造物の概要	建築用途		構造	
	建築年		敷地面積	
	階 数	地上 階、地下 階	延べ面積	
提案の理由				

備考

- 1 所有者が複数いる場合は、全ての所有者の氏名及び住所を記載してください。
- 2 景観法施行規則第7条第1項各号に規定する図書を添付してください。

様

神山町長

印

景観重要建造物指定却下通知書

年 月 日付で提案のあった神山町景観重要建造物指定提案書については、景観法施行規則第6条に定める基準に適合していないため、景観法第20条第3項の規定により、次のとおり指定しないことを通知します。

名称	
指定しない理由	

様

神山町長

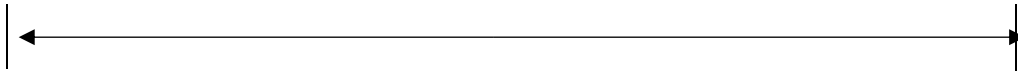
印

景観重要建造物指定通知書

下記の建造物を神山町景観重要建造物として指定しましたので、景観法第21条第1項の規定により通知します。

指定番号	
指定の年月日	
建造物の名称	
建造物の所在地	
建造物の所有者	住所
	氏名
指定の理由となった 外観の特徴	
景観法第19条第1項 に規定する土地その 他の物件の範囲	
備考	

20 センチメートル以上



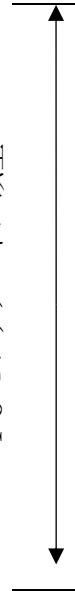
神山町景観重要建造物

指定第 号(名称) 建築年代

この建造物は、神山町景観条例により指定された景
観重要建造物です。

年 月 日指定 神山町

15 センチメートル以上



景観重要建造物管理台帳

指定番号	神山町景観重要建造物 指定第 号	指定年月日	
建造物の名称		建造物の 所在地	神山町
建造物の所有者 の住所及び氏名 （法人にあって は所在地並びに 名称及び代表者 の氏名）			
建造物の外観の 特徴			

撮影写真（建造物及びこれと一体となって良好な景観を形成している状況を含む。）

法第 19 条第 1 項に規定する土地その他の物件の範囲を表示する図面

有・無

該当建造物に関する行政手続の履歴

年 月 日	文書番号	手続の種類	手続の概要

指定の解除の
年月日指定の解除
事由

神山町長 様

申請者 住所
(所有者) 氏名
電話番号

印

景観重要建造物現状変更許可申請書

景観法第 22 条第 1 項の規定に基づき、景観重要建造物の現状変更について、次のとおり申請します。

建造物の名称			
指定番号及び指定年月日	指定第	号	年 月 日
所有者の住所及び氏名	住所		
	氏名	電話番号	
行為の種類	【建築物】 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 外観の修繕 <input type="checkbox"/> 外観の模様替え <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更 【工作物】 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 外観の修繕 <input type="checkbox"/> 外観の模様替え <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更		
行為の場所	神山町		
着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
備考			

※行為の種類欄には該当事項の□にレ印を付けてください。

※設計又は施行方法については、備考欄に記載してください。

※景観法施行規則第 9 条第 2 項各号に規定する図書を添付してください。

申請者 住所
(所有者)

氏名 様

神山町長

印

景観重要建造物現状変更許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更について、景観法第 22 条第 1 項の規定により許可したので、神山町景観条例施行規則第 12 条の定めるところにより通知します。

指定番号	指定第 号
指定の年月日	年 月 日
建造物の名称	
許可に係る現状変更の内容	別紙のとおり
付記	

申請者 住所
(所有者)

氏名

様

神山町長

印

景観重要建造物原状回復等命令書

景観法第 23 条第 1 項の規定により、次のとおり景観重要建造物の原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を採ることを命じます。

指定番号及び指定年月日	
建築物の名称	
命令の根拠	<input type="checkbox"/> 景観法第 22 条第 1 項本文の規定による許可を受けないで景観重要建造物の現状変更を行ったため <input type="checkbox"/> 景観法第 22 条第 3 項の規定により同条第 1 項本文の規定による許可に付された条件に違反したため
採るべき措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日

申請者 住所
(所有者)

氏名 様

神山町長

印

景観重要建造物指定解除通知書

景観重要建造物の指定を解除したので、景観法第 27 条第 3 項において準用する同法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

指定番号及び指定年月日	指定第 号 年 月 日
建造物の名称	
建造物の所在地	神山町
建造物の所有者	住所
	氏名
指定の解除年月日	
適用条文	景観法第 27 条第 項
指定の解除理由	

神山町長 様

所有者 住 所
氏 名
電話番号 () 印

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。)

景観重要樹木指定提案書

景観法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定により、景観重要樹木の指定について次のとおり提案します。

樹木の樹種及び本数	
樹木の所在地	
(提案者が所有者と異なる場合) 所有者の住所及び氏名	神山町
樹木の樹齢	
提案の理由	

備考

- 1 所有者が複数いる場合は、全ての所有者の氏名及び住所を記載してください。
- 2 都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令第 2 条第 1 項各号に規定する図書を添付してください。

様

神山町長

印

景観重要樹木指定却下通知書

年 月 日付けで提案のあった神山町景観重要樹木指定提案書については、都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令第 1 条に定める基準に適合していないため、景観法第 29 条第 3 項の規定により、次のとおり指定しないことを通知します。

名称	
指定しない理由	

様

神山町長

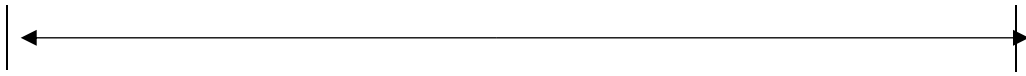
印

景観重要樹木指定通知書

下記の樹木を神山町景観重要樹木として指定しましたので、景観法第 30 条第 1 項の規定により通知します。

名称	指定第 号
指定の年月日	年 月 日
樹木の樹種	
樹木の所在地	神山町
樹木の所有者	住所
	氏名
指定の理由となった 樹容の特徴	
備考	

20 センチメートル以上



神山町景観重要樹木

指定第 号(樹種 樹齡 年)

この樹木は、神山町景観条例により指定された
景観重要樹木です。

年 月 日指定 神山町

15 センチメートル以上



景観重要樹木管理台帳

指定番号	神山町景観重要樹木 指定第 号	指定年月日	
樹木の樹種		樹木の 所在地	神山町
樹木（土地）の 所有者の住所及 び氏名（法人に あつては所在地 並びに名称及び 代表者の氏名）			
指定の理由とな つた樹容の特徴 等			

撮影写真（建造物及びこれと一体となって良好な景観を形成している状況を含む）

該当樹木に関する行政手続の履歴			
年 月 日	文書番号	手続の種類	手続の概要

指定の解除の 年月日		指定の解除 事由	
---------------	--	-------------	--

年 月 日

神山町長 様

申請者 住所
(所有者) 氏名
電話番号

印

景観重要樹木現状変更許可申請書

景観法第 31 条第 1 項の規定に基づき、景観重要樹木の現状変更について、次のとおり申請します。

樹木の樹種			
指定番号及び指定年月日	指定第	号	年 月 日
所有者の住所及び氏名	住所		
	氏名	電話番号	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 剪定 <input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> 移植 <input type="checkbox"/> 植樹 <input type="checkbox"/> その他		
行為の場所	神山町		
着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
備考			

※行為の種類欄には該当事項の□にレ印を付けてください。

※施行方法については、備考欄に記載してください。

※都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令第 4 条第 2 項各号に規定する図書を添付してください。

申請者 住所
(所有者)

氏名 様

神山町長

印

景観重要樹木現状変更許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更について、景観法第 31 条第 1 項の規定により許可したので、神山町景観条例施行規則第 19 条の定めるところにより通知します。

指定番号	指定第 号
指定の年月日	年 月 日
樹木の樹種	
許可に係る現状変更の内容	別紙のとおり
付記	

申請者 住所
(所有者)

氏名 様

神山町長

印

景観重要樹木原状回復等命令書

景観法第 32 条第 1 項において準用する同法第 23 条第 1 項の規定により、次のとおり景観重要樹木の原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を採ることを命じます。

指定番号及び指 定年月日	指定第 号 年 月 日
樹木の名称	
命令の根拠	<input type="checkbox"/> 景観法第 31 条第 1 項の本文の規定による許可を受けないで景観重要樹木の現状変更を行ったため <input type="checkbox"/> 景観法第 23 条第 3 項の規定により同条第 1 項の本文の規定による許可に付された条件に違反したため
採るべき措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日
備考	

申請者 住所
(所有者)

氏名 様

神山町長

印

景観重要樹木指定解除通知書

景観重要樹木の指定を解除したので、景観法第 35 条第 3 項において準用する同法第 30 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

指定番号及び指定年月日	指定第 号 年 月 日
樹木の樹種	
樹木の所在地	神山町
樹木の所有者	住所 氏名
指定の解除年月日	景観法第 35 条第 項
指定の解除理由	

様

神山町長

印

景観重要建造物等の管理に関する命令書

景観重要建造物等の管理が適切でないため、景観法第 26 条又は第 34 条の規定により、管理の方法その他管理に関し必要な措置を次のとおり命じます。

種別	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木
建造物等の名称 又は樹種	
建造物等の所在地	神山町
指定番号及び指定年 月日	指定第 号 年 月 日
命令の理由	
とるべき措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日

(教示)

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、神山町長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、神山町を被告として(訴訟において神山町を代表する者は神山町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

神山町長

印

景観重要建造物等の管理に関する勧告書

景観重要建造物等の管理が適切でないため、景観法第 26 条又は第 34 条の規定により次のとおり勧告します。

種 別	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木
建造物等の名称 又は樹種	
建造物等の所在地	神山町
指 定 番 号	指定第 号
勧 告 の 理 由	
採 る べ き 措 置	
履 行 期 限	年 月 日
報 告 期 限	年 月 日

神山町長 様

届出者 住所
(新規所有者) 氏名
電話番号

印

所有者変更届出書

景観法第 43 条の規定により、次のとおり所有者に変更があったので届け出ます。

所有者変更の対象	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定番号及び 指定年月日	指定第 号 年 月 日
所在地	神山町
新所有者の住所 及び氏名	住所
	氏名
旧所有者の住所 及び氏名	住所
	氏名

※所有者の変更の対象欄には該当事項の□にレ印を付けてください。